

議案第90号

勝山市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

勝山市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市鳥獣被害対策実施隊を設置するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

(目的及び設置)

第1条 この条例は、本市に生息する鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、勝山市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(実施隊の役割)

第2条 実施隊は、農林水産業等に係る被害の防止を図るため、勝山市鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他同計画に基づく被害防止施策を適切に実施するものとする。

(隊員及び編成)

第3条 実施隊には、鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）80人以内をもって組織し、実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の職員のうち市長が指名する者
- (2) 被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者から、市長が任命する者

2 前項第2号に掲げる実施隊員（以下「非常勤実施隊員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3号に規定する特別職の職員で非常勤とする。

(隊長及び副隊長)

第4条 実施隊の隊長は、鳥獣被害対策業務を担当する部長の職にある者を充て、副隊長は、鳥獣被害対策業務を担当する課長の職にある者をもって充てる。

(報酬等)

第5条 非常勤実施隊員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる隊員で、第一種銃獵免許所持者又は第二種銃獵免許所持者は、年額 19,800 円とする。
 - (2) 非常勤実施隊員のうち、前号以外の者は、年額 16,300 円とする。
- 2 非常勤実施隊員の公務上又は通勤による災害に対する補償は、福井県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例（平成 19 年福総条例第 11 号）の定めるところによる。
- （補則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。